



「雇用保険法等の一部を改正する法律(令和6年法律第26号)の概要」

■改正の趣旨

多様な働き方を効果的に支える雇用のセーフティネットの構築、「人への投資」の強化等のため、雇用保険の対象拡大、教育訓練やリ・スキリング支援の充実、育児休業給付に係る安定的な財政運営の確保等の措置を講ずる。

<概要>

1. 雇用保険の適用拡大

○雇用保険の被保険者の要件のうち、週所定労働時間を「20時間以上」から「10時間以上」に変更し、適用対象を拡大する

2. 教育訓練やリ・スキリング支援の充実

①自己都合で退職した者が、雇用の安定・就職の促進に必要な職業に関する教育訓練等を自ら受けた場合には、給付制限をせず、雇用保険の基本手当を受給できるようにする(※1)。

※1自己都合で退職した者については、給付制限期間を原則2か月としているが、1か月に短縮する(通達)。

②教育訓練給付金について、訓練効果を高めるためのインセンティブ強化のため、雇用保険から支給される給付率を受講費用の最大70%から80%に引き上げる。

③自発的な能力開発のため、被保険者が在職中に教育訓練のための休暇を取得した場合に、その期間中の生活を支えるため、基本手当に相当する新たな給付金を創設する。

3. 育児休業給付に係る安定的な財政運営の確保

①育児休業給付の国庫負担の引下げの暫定措置(※4)を廃止する。

※4本来は給付費の1/8だが、暫定措置で1/80とされている。

②育児休業給付の保険料率を引き上げつつ(0.4%→0.5%)、保険財政の状況に応じて引き下げ(0.5%→0.4%)られるようにする(※5)。

※5①・②により、当面の保険料率は現行の0.4%に据置きつつ、今後の保険財政の悪化に備えて、実際の料率は保険財政の状況に応じて弾力的に調整。

4. その他雇用保険制度の見直し

○教育訓練支援給付金の給付率の引下げ(基本手当の80%→60%)及びその暫定措置の令和8年度末までの継続、介護休業給付に係る国庫負担引下げ等の暫定措置の令和8年度末までの継続、就業促進手当の所要の見直し等を実施する。施行期日等

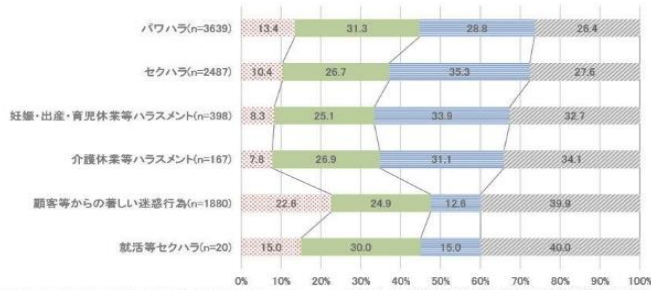
施行期日 令和7年4月1日(ただし、3①及び4の一部は公布日、2②は令和6年10月1日、2③は令和7年10月1日、1は令和10年10月1日)

参照:厚生労働省 <https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/001255172.pdf>

「その他トピックス」

①厚生労働省が公表した最新のハラスメントに関する実態調査の結果

図表 7 過去3年間に該当事例があった企業における事案件数の推移(ハラスメントの種類別)



○ハラスメントに該当すると判断した事例の件数が増加している ○ハラスメントに該当すると判断した事例の件数は減少している

■ハラスメントに該当すると判断した事例があり、件数は変わらない ○ハラスメントに該当すると判断した事例はあるが、件数の増減は分らない

参照:厚生労働省 <https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/001255172.pdf>

②労働契約に関する主な制度

基準法 労働基準法に基づき、違反があった場合には労働基準監督署において是正の監督指導等を行うもの

契約法 労使間のトラブルを防止するため、労働契約法において民事上のルールとして定められているもの

③労働契約の基本原則

労働契約の締結や変更は、以下の原則に基づいて行う必要があります。

- (1) 労使対等の立場によること
- (2) 就業の実態に応じて、均衡を考慮すること
- (3) 仕事と生活の調和に配慮すること
- (4) 信義に従い誠実に行動しなければならないこと

「見える化」コンサルティングのご案内

弊社提供のサービスのご案内です。

「見える化コンサルティング」により、表面化しづらい人事労務の問題点を、数値化・グラフ化することで「見える化」し、問題解決の足掛かりにしませんか？弊社では5つの見える化サービスをご用意しております。

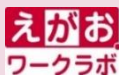
- 見える化 1 社員の個性・性格 ※ACS個性診断
- 見える化 2 自社の基本給の特徴
- 見える化 3 今後の人件費の予想
- 見える化 4 評価の偏り
- 見える化 5 シニア社員の活用・活躍度

お問合せ先: info@egaoworklabo.or.jp (えがお事務局)

「今月の無料相談会」

| 開催場所 | 日時・場所 | 備考 |
|------|---|---|
| 京都 | 日時: 6/6 (木) 13:00-17:00 場所: 京都リサーチパーク 4号館3階 BIZ NEXT | ※ご予約不要です。 お気軽にお越し下さい。 (BIZ NEXT受付へ) |
| 大阪 | 日時: 6/7 (金) 13:00-15:00 場所: グランフロント大阪 北館7階 「ナレッジサロン」プロジェクトルームF | ※ご予約不要です。 お気軽にお越し下さい。 (ナレッジサロン受付へ) |
| 東京 | 日時: 6/20 (木) 10:00 - 17:00 場所: ビジネスエアポート東京 | ※要予約になります。 事前に下記問合せ先までご連絡下さい。 |

～発行元～



社会保険労務士法人えがおワークラボ

代表社員 上田 恭子

(特定社会保険労務士、組織力診断士)

<スタッフ: 社労士5名、行政書士1名、職員13名>

<えがおワークラボグループ>

松山オフィス 〒790-0003 愛媛県松山市5丁目7-29デルデ三番町201

TEL: (089) 908-6766 FAX: (089) 932-9204

東京オフィス、大阪オフィス、京都オフィス

【お問合せ】 nakagawa@egaoworklabo.or.jp (営業担当 中川)